

派遣労働者の皆さまへ

## 新型コロナウイルス感染拡大などに伴う 派遣労働者の相談窓口のご案内

茨城労働局では、新型コロナウイルス感染拡大などに伴い、派遣労働者の皆さまのための相談窓口を、以下のとおり、茨城労働局需給調整事業室に設置しました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、派遣先から予期せぬ労働者派遣契約の契約解除などが行われ、労働契約も解除されてしまった場合などは、相談窓口をご利用ください。

ご利用にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による相談をご活用ください。

なお、相談内容によっては、関係機関をご案内することもあります。

### 派 遣 労 働 者 相 談 窓 口

茨城労働局職業安定部需給調整事業室

〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31  
茨城労働総合庁舎7階

 : 029-224-6239

相談時間

平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5



茨城労働局 需給調整事業室